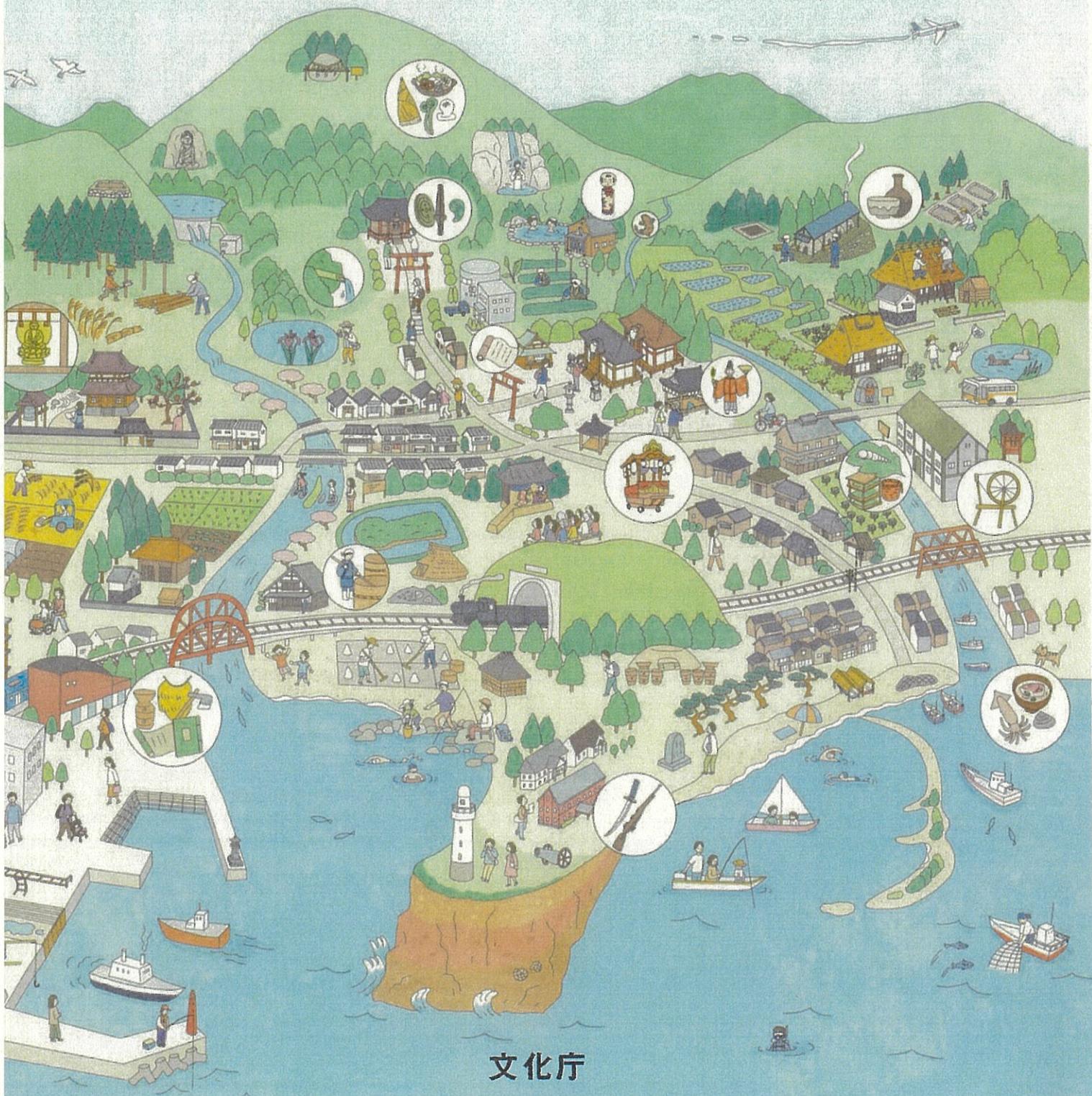


地域総がかりでつくる

文化財保存活用 地域計画

—歴史文化で魅力ある地域へ—

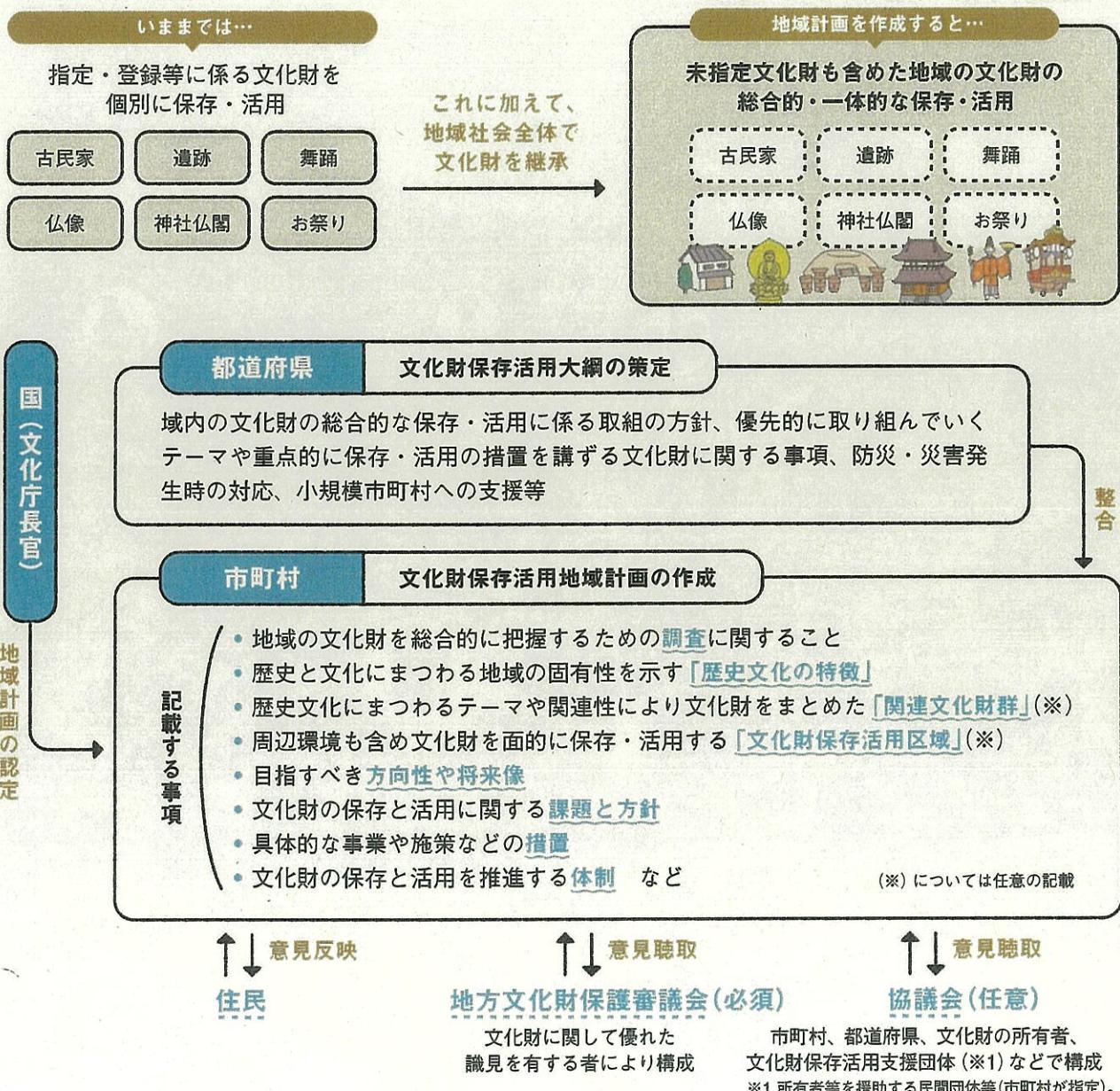


文化庁

01. 文化財保存活用地域計画とは？

文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画です。市町村の総合計画の下に体系づけられ、文化財保護行政の中・長期的方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン、両方の役割を担います。地域の歴史や文化にまつわるコンテキストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげることができます。

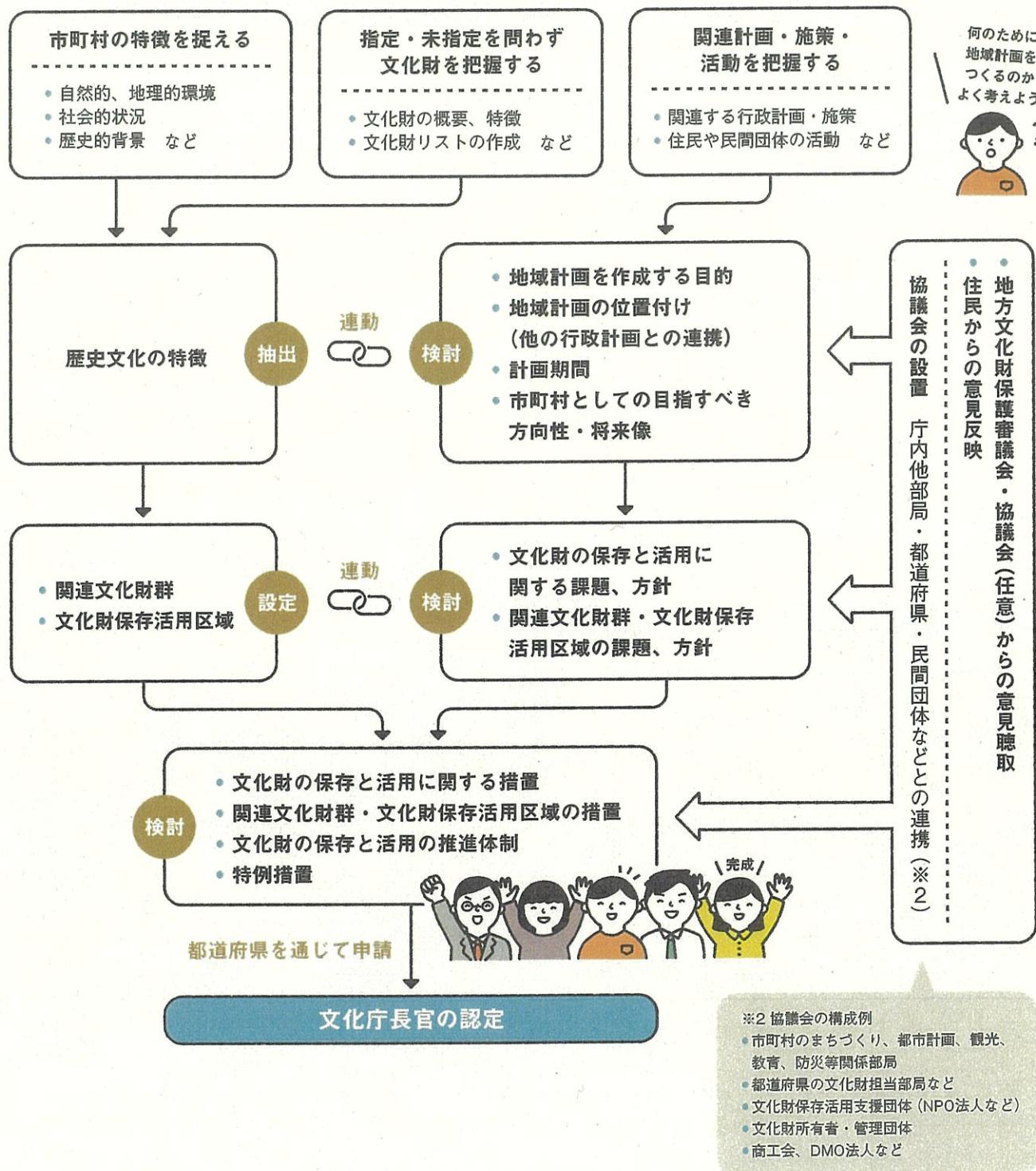
この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・府内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。



認定市町村が感じた地域計画作成のメリット

- | | |
|----------------------------------|------------------------------------|
| ① 文化財保護におけるビジョンの共有 | ⑥ 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握 |
| ② 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営 | ⑦ 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化 |
| ③ 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進 | ⑧ 助成率加算などの国庫助成事業における優遇 |
| ④ 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与 | 地域計画認定市町村へのアンケート（2020年10月）より |
| ⑤ 住民、関係団体、府内各課、他地域などとの連携強化 | |

02. 文化財保存活用地域計画 作成の流れ



03. 認定の基準

文化庁長官による認定には次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- 1 文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること
- 2 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- 3 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該大綱に照らし適切なものであること

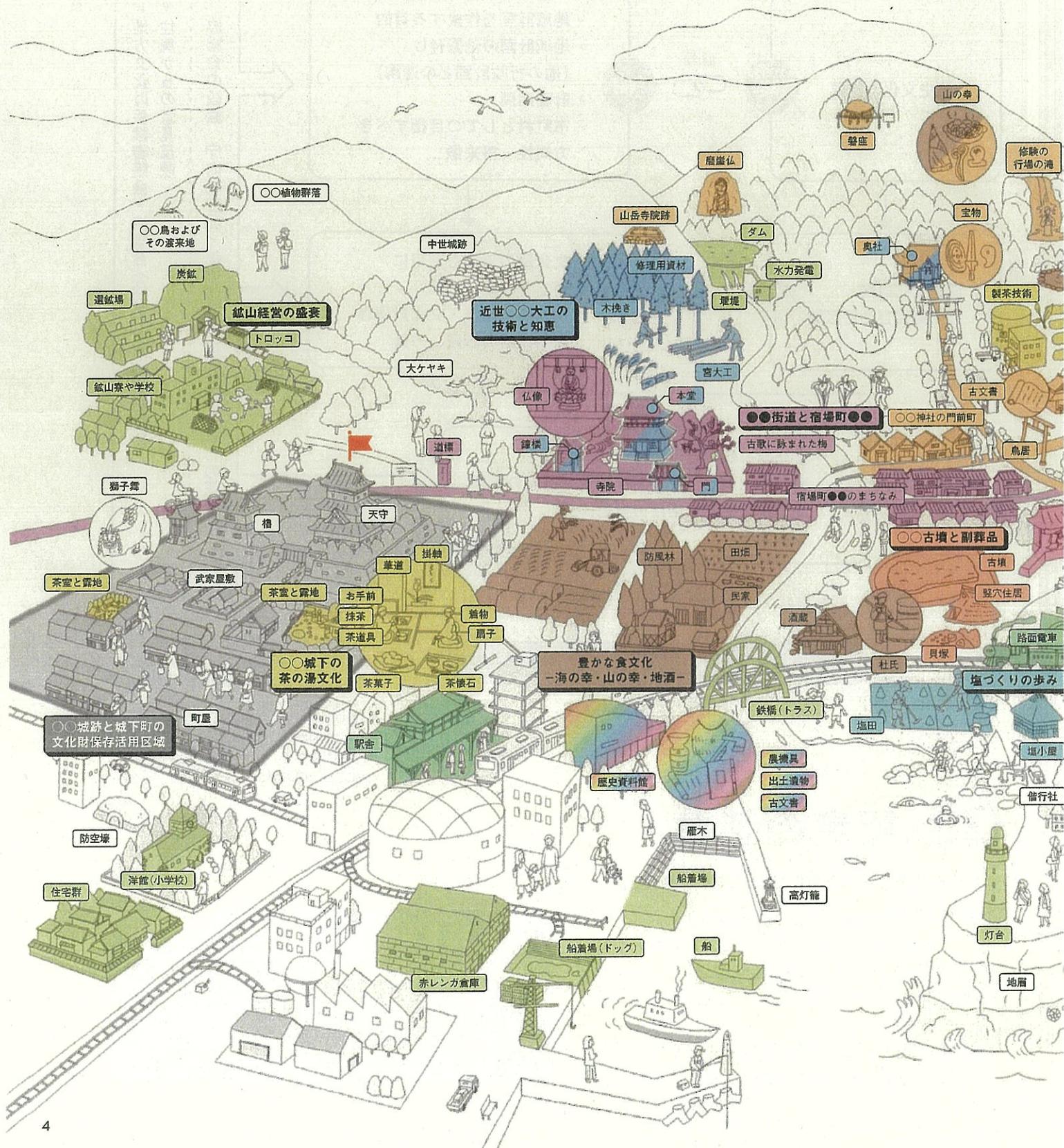
認定を受けた場合の特例措置

- ・国の文化財登録原簿への登録の提案
ボトムアップでの未指定文化財の保護の推進
- ・町村への一部事務の権限移譲
認定町村における円滑な計画の実施

04. 文化財を総合的・一体的に把握する方法

—歴史文化、関連文化財群、文化財保存活用区域の考え方—

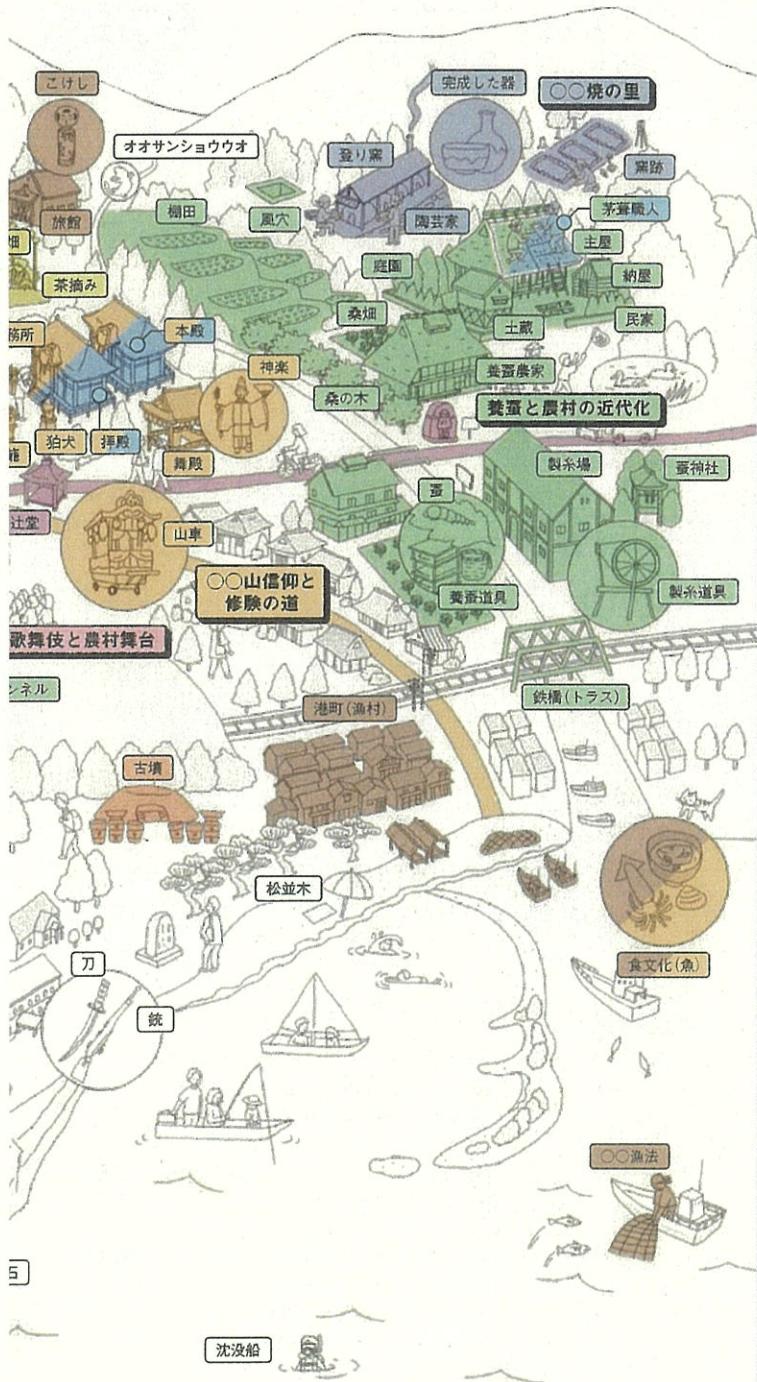
歴史文化の特徴に基づき関連文化財群や文化財保存活用区域を設定することによって、域内に散在している文化財を俯瞰した保存と活用のプランニングが可能になります。まちの将来像の実現に向けて歴史的・文化的・地域的な関連性やテーマによりまとまりとして捉えた文化財群、文化財が集積しているエリアとその周辺環境を面的に捉えた区域を設定し、歴史文化をいかした文化財の総合的・一体的な保存と活用につなげましょう。



歴史文化とは

地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテクスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

- ① ○○国の繁栄
 - ② ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - ③ ●●藩により形成された地域の骨格と文化
 - ④ 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
 - ⑤ 「ものづくり」の多様性と技術の鍊磨
 - ⑥ ●●街道を行き交う人々の交流
 - ⑦ 風土に育まれた多様な生活と文化



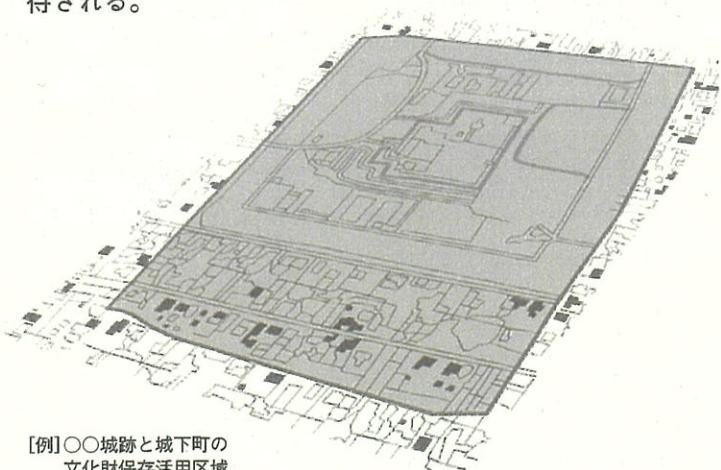
関連文化財群とは

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることが出来る。

- ① ○○国の繁栄
 - 1-1 ○○古墳と副葬品
 - ② ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - 2-1 ○○山信仰と修験の道
 - ③ ●●藩により形成された地域の骨格と文化
 - 3-1 ○○城下の茶の湯文化
 - ④ 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
 - 4-1 鉱山経営の盛衰
 - 4-2 養蚕と農村の近代化
 - ⑤ 「ものづくり」の多様性と技術の鍛磨
 - 5-1 塩づくりの歩み
 - 5-2 近世○○大工の技術と知恵
 - 5-3 ○○焼の里
 - ⑥ ●●街道を行き交う人々の交流
 - 6-1 ●●街道と宿場町●●
 - ⑦ 風土に育まれた多様な生活と文化
 - 7-1 地歌舞伎と農村舞台
 - 7-2 豊かな食文化—海の幸・山の幸・地酒—

文化財保存活用区域とは

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待される。



[例] ○○城跡と城下町の
文化財保存活用区域

05. 文化財の総合的・一体的な保存と活用の取組

都道府県の文化財保存活用大綱や市町村の総合計画などを勘案し、歴史文化や地域の実状を踏まえた上で文化財保護行政として、まちの将来像を描きましょう。その実現に向けて、まちが抱える課題を見出し、文化財を総合的・一体的に把握する方法も用いながら、ロードマップとなる中・長期の方向性を定め、方針をたてる必要です。その上で、住民や民間団体、関係部局などと連携をはかり、計画期間内に実施していく措置の具体的な内容を記載します。措置については、円滑かつ確実な実施のため主体やスケジュールの明示が求められます。また、措置数が多い場合、重点事業を設定するなど優先順位をつけることも有効です。

域内全体を対象に実施する措置

- 文化財保護指導委員制度の創設
- 文化財保存活用支援団体制度の創設
- 古文書の所在調査
- 文化財ハザードマップの作成
- 文化財防災マニュアルの作成
- 文化財データベースの作成、HP・アプリの開発
- お宝掘り起こし住民ワークショップ
- 地域遺産制度の創設
- エコミュージアム構想の検討
- 限界集落における文化財の総合的記録
- 域内回遊を促進する交通施策検討
- オーバーツーリズム緩和施策の検討
- 地名の由来を活かした事業の検討

●●城跡と城下町の文化財保存活用区域

重点事業
3

【方針】

●●城跡及びその周辺の歴史的なまちなみの整備とともに伝統的な生活文化の振興をはかり、それらをいかして観光の促進につなげる。

【措置】

- 石垣の整備
- 馬場の整備
- 天守閣資料館の展示更新
- 歴史的建造物の調査と修理助成
- 町家の分散型ホテルへの改修
- 土蔵をカフェに改修
- 景観規制
- 無電柱化と道路美装化、歩道整備
- 屋外広告物規制
- トイレ洋式化事業
- 家の茶室と露地の整備
- 家の歴史資料の整理と調査
- 着付け教室の開催
- 懐石料理教室の開催
- 茶事の開催
- 獅子舞の記録作成
- 城下町の武家文化体験（リビングヒストリー）
- サインの多言語化
- DMOと連携した散策マップの作成
- 著名人によるSNSでの魅力発信
- ボランティアガイドの育成

5-2 近世○○大工の技術と知恵

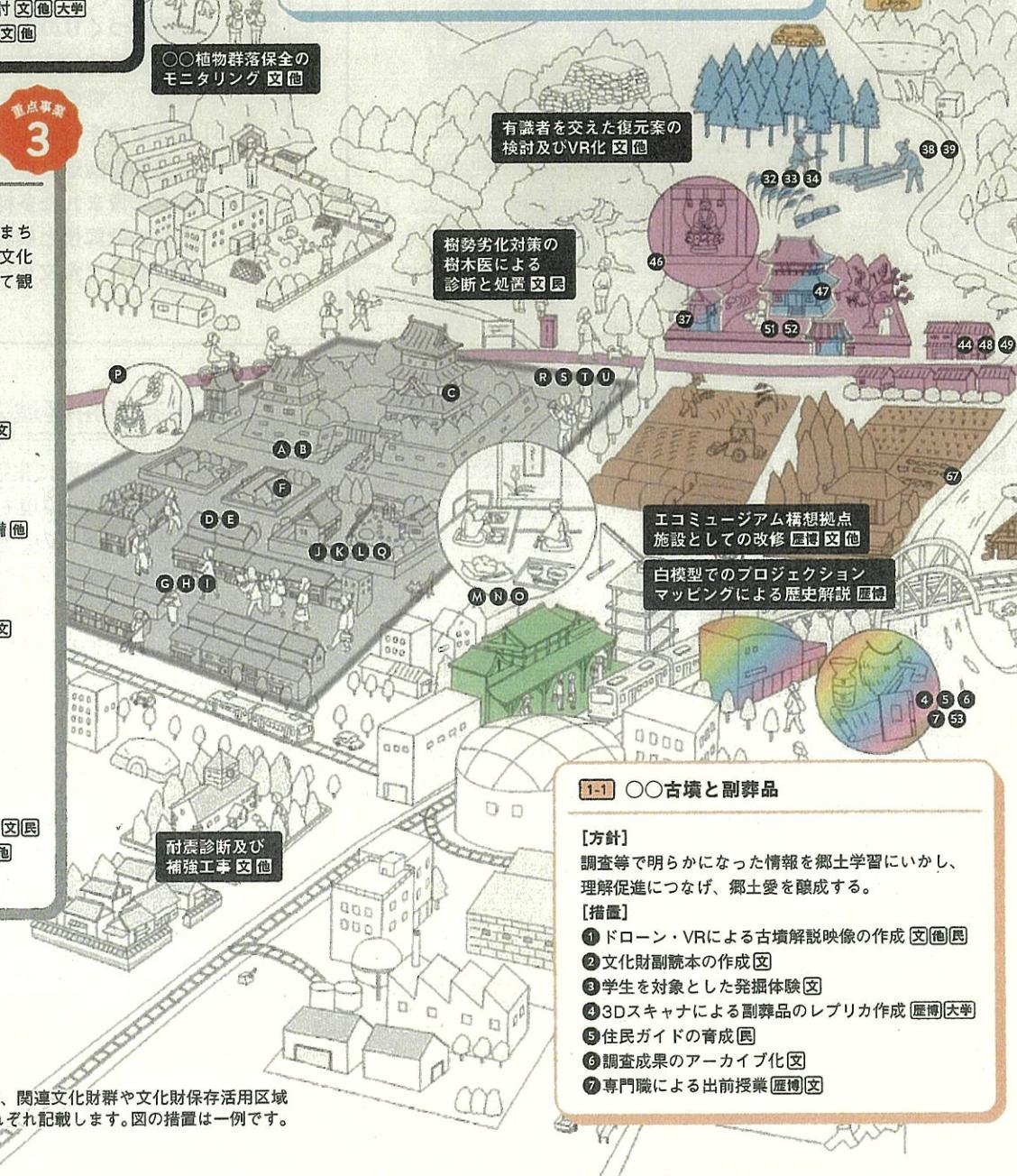
【方針】

近世○○大工の技術を伝える歴史的建造物の保存をはかるために、文化財保存のための種々の技術の継承と原材料の確保に取り組む。また、伝統技術の情報発信と普及をすすめる。

【措置】

- 文化財を保存するために必要な技術・材料の調査
- 大径材確保のための植樹
- 檜皮採取林の保全
- 伝統木工技術の後継者育成
- 大工の技術体験イベント
- 寺鐘楼の解体修理
- 大工道具製作技術保持者への支援
- 伝統技術保持者への顕彰制度の創設
- 左官壁と畳の振興

表面剥離のモニタリングと強化処理



1-1 ○○古墳と副葬品

【方針】

調査等で明らかになった情報を郷土学習にいかし、理解促進につなげ、郷土愛を醸成する。

【措置】

- ドローン・VRによる古墳解説映像の作成
- 文化財副読本の作成
- 学生を対象とした発掘体験
- 3Dスキャナによる副葬品のレプリカ作成
- 住民ガイドの育成
- 調査成果のアーカイブ化
- 専門職による出前授業

*措置は、全域を対象に実施するもの、関連文化財群や文化財保存活用区域ごとに実施するものなどに分け、それぞれ記載します。図の措置は一例です。

凡例

- 内は主体
- 文化財保護部局
- △行政他部局
- 文化財所有者
- △住民
- 民間団体
- 歴史博物館
- 大学 大学

2-1 ○○山信仰と修験の道

[方針]

過疎化や少子高齢化などにより維持管理が困難な○○山信仰にまつわる文化財群の保存に係る事業を実施し、当地に根付いた信仰文化の歴史的価値の継承をはかるとともに、情報発信に努める。

[措置]

- ⑧○○神社社殿の屋根替修理・防災設備の設置
- ⑨○○古文書の修理
- ⑩○○古文書の調査
- ⑪社務所模絵の修理及び高精細レプリカ作成
- ⑫収蔵庫の改修
- ⑬境内古本市（ユニークベニュー）の開催
- ⑭舞殿での雅楽の演奏会（ユニークベニュー）
- ⑮山車の修理
- ⑯行事・祭礼の調査およびデジタル記録作成
- ⑰修験道ルートの確認と散策路整備
- ⑱修験道ルートのサイン整備
- ⑲参詣スタンプアプリの開発
- ⑳春と秋の文化財の特別公開
- ㉑古文書を根拠に食文化の復元

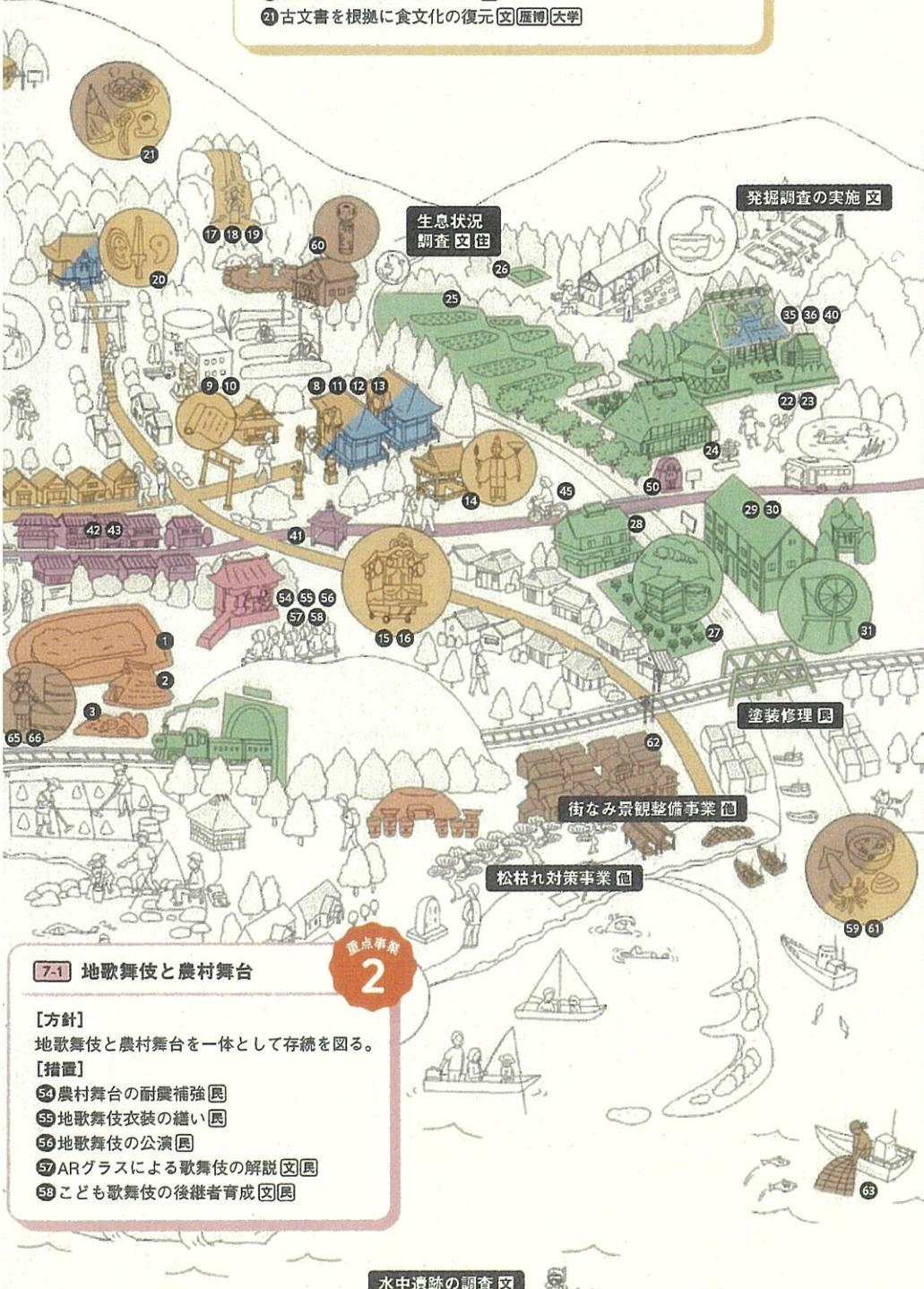
2-2 養蚕と農村の近代化

[方針]

地域おこし協力隊と住民が連携し、養蚕の近代化に伴い隆盛した農村の魅力をいかして、賑わいを創出する。

[措置]

- ㉒○○家住宅土壌の修理
- ㉓○○家住宅庭園の整備
- ㉔△家住宅の農泊への改修
- ㉕棚田のライトアップ
- ㉖風穴のサイン整備
- ㉗ボランティアによる桑畠の清掃等
- ㉘☆家住宅で地域おこし協力隊による郷土料理レストラン解説
- ㉙養蚕資料館の整備
- ㉚ガイド詰所・インフォメーションセンター整備
- ㉛糸紡ぎ体験



6-1 ●●街道と宿場町●●

1
重点事業

[方針]

住民や寺院と連携し、文化財を活用した観光を進め、地域振興を図る。

[措置]

- ④○○街道の美化化・サイクリングロードの整備
- ⑫PFIで旅籠を宿泊施設に改修・運営
- ⑬○○家住宅を自転車と泊まる宿泊施設に改修
- ⑭○○家住宅でのブルーワリー・カフェ
- ⑮レンタサイクルの整備
- ⑯仏像の詳細調査と修理
- ⑰寺院での座禅体験・コンサート等（ユニークベニュー）
- ⑲まちなみをいかしたアートフェスティバルの開催
- ⑳特産品をいかした土産物の開発と販売
- ㉑石地蔵の修復
- ㉒解説板の多言語化
- ㉓ボランティアガイドの育成
- ㉔歴史講座の開催・副読本の作成

7-2 豊かな食文化 —海の幸・山の幸・地酒—

[方針]

地域の魅力を再発見し、豊かな食文化及び関連する習俗の普及啓発に取り組む。

[措置]

- ㉕フェノロジーカレンダーの作成
- ㉖温泉街を巡るコースの造成・モニターサーの実施
- ㉗郷土食・名物の調査
- ㉘漁村レストランの開設
- ㉙漁労習俗に関する記録作成
- ㉚酒づくりに関するパンフレットの作成
- ㉛酒蔵の公開・レストランの出店
- ㉜旧酒名・ラベルをブランド化した酒の開発
- ㉝田圃オーナー制度による米づくり

文化財保存活用地域計画の関連法令

